

10. 災害時における宿泊施設の使用に関する協定

(通称:「災害キューナンホテル」)

出雲ホテル連絡協議会(以下「甲」という。)と出雲市(以下「乙」という。)は、甲の施設を災害時における一時的な避難所として使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害により住家が焼失・損壊し、生活の本拠を失った者又はそのおそれがある者に対し、一時的な避難措置として、甲の施設を使用することに関する基本的な事項を定める。

(施設使用の要請及び受託)

第2条 乙は、災害の発生時において、住家及び市長があらかじめ指定する避難所では対応が困難な者のために、次条に掲げる施設を一時的な避難所として使用することを甲に要請できるものとする。

2 甲は、前項の要請を可能な限り受諾するものとする。

(対象施設)

第3条 前条第1項の規定による施設は、次のとおりとする。

施設の名称	所在地
出雲ステーションホテル	出雲市今市町 1261 番地 23
出雲ロイヤルホテル	出雲市渡橋町 831 番地
ビジネスホテルながた	出雲市今市町 864 番地 5
ホテルエイト	出雲市今市町 882 番地 1
ホテル武志山荘	出雲市今市町 2041 番地
ホテルリッチガーデン	出雲市天神町 860 番地 10
ホテルサンヌーベ	出雲市西新町一丁目 2548 番地 1
ツインリーブスホテル出雲	出雲市駅北町 4 番地 1
ひらたメイプルホテル	出雲市平田町 2451 番地
出雲空港ホテル	斐川町荘原 2891 番地 3

(要請手続き)

第4条 乙は、甲の施設を一時的な避難所として使用しようとするときは、口頭、電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

(使用の期間)

第5条 甲の施設を一時的な避難所として使用する期間は、原則として、2泊3日とする。

ただし、乙の要請により甲が受諾した場合は、これを延長できるものとする。

(受入れ対象者)

第6条 甲の施設を一時的な避難所として使用できる者は、災害により、緊急に宿泊の援護を必要とし、乙の指定する避難所等において対応が困難であると乙が認めた者とする。

(費用の負担)

第7条 第5条に規定する宿泊においては、1泊につき2食を基本として甲が提供するものとし、その費用については、甲の負担とする。ただし、乙の要請により施設の使用期間を延長した場合の費用負担については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(連絡責任者)

第8条 第2条に規定する要請及び受諾に関する事項の連絡を円滑に行うため、次のとおり連絡責任者を置く。

(1) 出雲ホテル連絡協議会 会長

(2) 出雲市 総務部 総務課 課長

(個人情報の取扱い)

第9条 甲は、本協定の履行を通じて知りえる全ての情報に関しては、適切な管理を行うものとする。

(協定の効力及び更新)

第10条 本協定は、締結の日の属する年度の3月31日をもって終了するものとする。ただし、終了前30日までに、甲又は乙が、それぞれ相手方に文書をもって、協定を延長しない旨の通知を行わない場合には、この協定は1年間更新されたものとみなす。また、更新された協定をさらに更新する場合も同様とする。

(その他)

第11条 本協定に定めのない事項及び本協定の運用に関して疑義が生じた事項は、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

本協定を証するため、協定書2通を作成し、甲乙双方が署名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成18年(2006) 4月 19日

甲 出雲市今市町 1261 番地 23

出雲ホテル連絡協議会

会 長 田 邊 達 也

乙 出雲市今市町 109 番地 1

出雲市

出雲市長 西 尾 理 弘